

公 示

次のとおり、企画書の募集を行います。

平成30年11月16日

原子力規制委員会原子力規制庁
長官官房放射線防護グループ監視情報課
放射線環境対策室長 根木 桂三

1 業務名

平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務

2 参加資格

- (1) 環境省における平成29・30年度競争参加資格（測量・建設コンサルタント等）（建築関係建設コンサルタント業務）において、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されている者であること。

競争参加資格を有していない本企画競争参加希望者は、環境省のHPから申請を行い、企画書提出時までに取り得たうえで提出すること。

http://www.env.go.jp/kanbo/shotatsu/category_02.html

- (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (4) 原子力規制委員会から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- (5) 企画競争説明会に参加した者であること。
- (6) 企画競争説明書において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。
- (7) 本事業を実施にするにあたり、当該事業に従事する者について以下に示す実績・資格等を証明する関連資料を提出できること。
- ① 責任者及び主要担当者は一級建築士事務所に所属し、1級建築士の資格を有し、資格取得後5年以上の業務経験があること。
 - ② 責任者または主要担当者は、精密機械を設置管理する建物の設計、積算業務の経験があること。
 - ③ 責任者または主要担当者は、海までの距離が300m以内 耐重塩害仕様地域における、建築設計及び積算業務の経験があること。

3 契約候補者の選定方法

「平成30年度原子力艦環境放射能調査設備（横須賀港小海（1号）局）更新整備に係る設計業務」に係る企画競争説明書に基づき、提出された企画書等について審査を行い、契約候補者として1者を選定する。ただし、優秀な企画書等の提出がない場合は、この限りでない。

4 企画競争説明書の交付及び問い合わせ先

(1) 入札説明書の交付

原子力規制庁ホームページの「手続き・申請」>「調達・予算執行」>「調達」>「物品・役務」>「企画競争・公募等」より必要な件名を選択し、企画競争説明書のファイルが添付されているので、ダウンロードして入手すること。

<http://www.nsr.go.jp/nra/chotatsu/buppin-itaku/buppin/index.html>

(2) 問い合わせ先

東京都港区六本木1丁目9番9号（六本木ファーストビル）

原子力規制委員会原子力規制庁長官官房放射線防護グループ監視情報課放射線環境対策室
担当 大平 智章

TEL 03-5114-2126

FAX 03-5114-2185

5 企画競争説明会の開催

企画競争参加者に対して、同説明書に係る説明会を実施する。

(1) 日時

平成30年11月26日（月）15時

(2) 場所

原子力規制委員会原子力規制庁入札会議室

東京都港区六本木1丁目9番9号（六本木ファーストビル13階）

※1 参加人数は、原則1社1名とする。

※2 本会場にて、入札説明書の交付は行わない。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

質問は、メール（tomoaki_odaira@nsr.go.jp）にて受け付ける。

(1) 受付先 4(2)に同じ

(2) 受付期限 平成30年11月28日（水）12時まで

(3) 回答 平成30年11月30日（金）17時までに、企画競争参加者に対してメールにより行う。

7 資格要件に係る書類の提出期限等

(1) 受付先 4(2)に同じ

(2) 受付期限 平成30年12月5日（水）12時

- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

8 企画書等の提出期限等

- (1) 受付先 4 (2) に同じ
(2) 受付期限 平成30年12月5日（水）12時
(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）による。
郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

9 企画書等の無効

本公示に示した参加資格を満たさない者の企画書等は、無効とする。

10 その他

本公示に記載なき事項は、企画競争説明書による。

(参 考)

予算決算及び会計令（抜粋）

（一般競争に参加させることができない者）

第七十条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第七十一条 契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - 二 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。
 - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。
 - 七 この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。